

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 穴見 憲昭

1 日 時

令和8年4月28日（火） 午後2時00分から
午後3時59分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

穴見憲昭、清田哲也、御手洗吉生、吉村尚久、若山雅敏、吉村哲彦

4 欠席した委員の氏名

木付親次

5 出席した委員外議員の氏名

福崎智幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 小野克也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）令和8年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- （2）県計画等の策定・変更スケジュールについて、道路照明灯の緊急点検について及び大分スポーツ公園総合競技場ワイヤー更新工事について、執行部から報告を受けた。
- （3）県内所管事務調査の行程を決定した。
- （4）県外所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主事 藤本光祐
議事課委員会班 主幹（総括） 姫野剛

土木建築委員会次第

日時：令和８年４月２８日（木）１４：００～

場所：第１委員会室

１ 開 会

２ 土木建築部関係

１４：００～１５：５０

（１）令和８年度行政組織及び重点事業等について

（２）諸般の報告

①県計画等の策定・変更スケジュールについて

②道路照明灯の緊急点検について

③大分スポーツ公園総合競技場ワイヤー更新工事について

（３）その他

３ 協議事項

１５：５０～１６：００

（１）県内所管事務調査について

（２）県外所管事務調査について

（３）その他

４ 閉 会

会議の結果

穴見委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

説明に入る前に、初めての委員会なので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔穴見委員長挨拶〕

穴見委員長 では、委員の皆様の自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

穴見委員長 また、本日は委員外議員として福岡議員が出席されています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の藤本主事です。（起立挨拶）

議事課の姫野主幹です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔小野土木建築部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

穴見委員長 ここで、今任期中の土木建築委員会における委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められています。

本委員会の円滑な運営のため、委員から特に御異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

穴見委員長 御異議がないので、今後委員外議員の発言を許すか否かについては、私に御一任いただきます。

委員外議員の皆様をお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めるので、委員外議員の皆様にはあらかじめ御了解をお願いします。

それでは、令和8年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

小野土木建築部長 それでは、土木建築部の概要について総括的な説明をします。

土木建築委員会資料の3ページを御覧ください。

最初に、1組織ですが、令和8年度の本庁は12課3室、地方機関は12土木事務所と企業局との併任職員からなる芹川・北川ダム管理事務所を含め13事務所となっています。

次に、2職員ですが、本庁及び地方機関で事務職員273名、技術職員500名、技能労務職員34名の合計807名となっています。

続いて、3令和8年度の主な組織改正についてですが、令和8年度は組織改正を伴うような大きな変更はございません。

続いて、土木建築部関係の当初予算について御説明します。

次の4ページを御覧ください。

予算のポイントを御覧ください。土木建築部の主な取組について御説明します。

まず、1点目、安心です。（1）災害に強い県土づくりと危機管理の強化では、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川改修、河床掘削等の治水対策や砂防ダム、急傾斜地崩壊対策施設等の土砂災害対策に加え、優先啓開ルートや孤立集落発生のおそれがある道路法面の崩壊対策を推進します。

大分臨海部コンビナートの護岸強化など海岸・河川施設の地震・津波対策や橋梁の耐震化等を推進するとともに、木造住宅など建築物の倒壊を防ぐための耐震化を促進します。

また、橋梁やトンネルなどの社会インフラについて、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進します。

（2）すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりでは、県営住宅における子育て世帯向け住戸の整備や住宅改修への支援を通じて、安心して子育てできる住環境づくりを進めます。

次に、5ページを御覧ください。

2点目、未来創造です。（１）未来へつながる交通ネットワークの充実と企業立地・産業集積の促進では、陸海一体となった広域交通網の強化を図るため、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路、中津日田道路など高規格道路の整備を促進するとともに、別府港石垣地区におけるフェリーターミナルの再編などを推進します。

次に、6ページを御覧ください。

令和8年度当初予算説明資料（土木建築部）です。土木建築部関係の当初予算について御説明します。

まず、1歳出予算の表、左端の区分欄、一般会計の中ほど、黄色で色付けしている計の欄を御覧ください。赤枠で囲っていますが、土木建築部の当初予算額は企画振興部より移管した空き家対策促進事業費1,340万2千円を加えて979億5,509万3千円でございます。表の右端にあるとおり、令和7年度当初予算額に比べ、率にして2.9%の減となっております。

次に、水色で色付けしている内訳の欄を御覧ください。内訳欄の一番上、公共事業の当初予算額は667億7,941万1千円です。表の右端にあるとおり、令和7年度当初予算額に比べ、率にして3.9%の減となっております。これは、過年度に発生した災害復旧事業などの完了に伴う減額が主な理由でございます。

さらに同じ赤枠内の内訳欄の一番下、非公共事業の当初予算額は、311億7,568万2千円でございます。表の右端にあるとおり、令和7年度当初予算額に比べ、率にして0.7%の減となっております。これは主に、県有建築物防災対策推進事業費における別府国際コンベンションセンター吊り天井耐震化工事の事業進捗に伴う事業費の減などによるものでございます。

次に、表の左端の区分欄特別会計を御覧ください。1番目の大分県公債管理特別会計は、赤枠内にあるとおり、当初予算額として4億1,546万円、その下の臨海工業地帯建設事業特別会計については2億954万9千円、その下

の港湾施設整備事業特別会計については48億5,394万7千円でございます。

最後に、下の表、繰越明許費を御覧ください。

一般会計で、656億2,084万5千円、港湾施設整備事業特別会計で、11億2,091万9千円の限度額となっております。これは、年度を跨いだ適切な工期で発注するため、昨年度の9月補正及び12月補正で早期の繰越承認をいただいたことに加え、用地交渉の難航など、やむを得ず令和8年度に繰り越す事業について、2月補正で追加承認をいただいたものでございます。

なお、各所属の事業内容等については、引き続き課室長から説明します。

大谷土木建築企画課長 土木建築企画課関係について御説明します。

資料の7ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は、総務班、企画管理第一班、企画管理第二班、経理・厚生班及び建設業指導班の5班で構成されており、部長、審議監を含め34名の職員を配置しています。

続いて地方機関ですが、次の8ページから11ページにかけて記載しておりますように、12土木事務所に、合わせて546名の職員を配置しております。

次に、13ページを御覧ください。

3重点事業について御説明します。（１）建設産業女性人材確保・活躍推進事業ですが、建設産業における女性人材の確保・定着や活躍を推進するため、高校生等への魅力発信を強化するとともに、女性が働き続けられる環境整備や人材育成に取り組みます。

栗林公共工事入札管理室長 公共工事入札管理室関係について御説明します。

資料の13ページを御覧ください。

まず、1組織ですが、当室は、入札管理班及び公共工事システム班の2班体制で構成されており、10名の職員を配置しています。

次に3主要な取組ですが、入札契約制度における透明性・公正性・競争性の確保の観点から、一般競争入札の適切な運用に取り組むとともに、発注見通しや入札結果などの公表を行っていま

す。また、公共工事の品質確保を目的として、予定価格5千万円以上の工事において、応札者の技術力と入札価格の双方を評価する総合評価落札方式を適用するとともに、ダンピング受注防止対策として、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を運用しています。

最後に公共事業情報システム開発事業についてですが、これは行政業務の適正化を図るため、入札参加資格申請共同受付システムの開発や公共事業総合支援システムの再開発に取り組むものです。

秋月建設政策課長 建設政策課関係について御説明します。

資料の14ページを御覧ください。

まず、1組織ですが、当課は、管理調整班、企画・アセットマネジメント推進班、建設技術情報班及び事業・環境評価対策班の4班で構成されており、18名の職員を配置しています。

次の15ページを御覧ください。

3重点事業について御説明いたします。(1)共生のまち整備事業ですが、全ての県民が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するため、社会生活への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を推進するものでございます。

内田工事検査室長 工事検査室関係について御説明します。

資料の16ページを御覧ください。

まず、1組織ですが、当室は、工事検査第1班と工事検査第2班の2班体制で構成されており、8名の職員を配置しています。

2分掌事務ですが、土木建築部、農林水産部の工事の検査を行っており、両部の検査の統合、一元化によりまして検査の充実、効率化に努めております。

3主要な取組ですが、工事監督・検査業務に関する研修の充実に取り組んでまいります。

現在、工事完了時には、公共工事の品質確保・向上を目的として技術検査、指導に重点を置いて検査を行っておりますが、今後、検査員・

監督員の技術向上や成績評価における評価者のスキルアップを一層進めるため、業務経験に応じ、実例を生かしたきめ細かい研修に取り組んでまいります。

安田用地対策課長 用地対策課関係について御説明します。

資料の17ページを御覧ください。

まず、1組織ですが、当課は、用地指導班及び収用管理班の2班で構成されており、7名の職員を配置しています。

2分掌事務ですが、公有地の拡大の推進に関する法律等の施行や、土木事務所に属する用地買収、物件補償の指導調整並びに、大分県土地開発公社の指導監督などの業務を行っています。

3主要な取組ですが、事業進捗を図るために必要な事業用地の計画的取得に向け、各土木事務所への指導を行うとともに、用地担当職員の資質向上に向けた各種研修の充実を図ってまいります。

清永道路建設課長 道路建設課関係について御説明します。

資料の18ページを御覧ください。

まず、1組織ですが、当課は、管理班、企画調査班、国道班、県道班及び高速交通ネットワーク推進班の5班で構成されており、21名の職員を配置しています。また、NEXCO西日本に1名の職員を研修派遣しております。

次のページを御覧ください。

3重点事業について御説明いたします。(1)道路改良事業ですが、令和6年度に策定した部の長期計画であるおおいた土木未来(ときめき)プラン2024や、道路の部門計画であるおおいたの道構想2024に基づき、県内外の拠点間を結ぶ幹線道路や地域の生活道路として重要な機能を有する国道・県道の整備を効果的・効率的に推進するもので、国道・県道合わせて57箇所です業を進めています。

次のページを御覧ください。

高速交通体系についてです。平成28年4月に縦軸である東九州自動車道北九州一大分一宮崎間が全線開通しましたが、現在は県内の暫定2車線区間の4車線化に向け、図中の赤線で示

した大分宮河内 I C－臼杵 I C間、臼杵 I C付近、津久見 I C－佐伯 I C間の一部の3区間、約16キロメートルにつきまして、NEXCO西日本により事業が進められています。昨年12月には宇佐 I C－院内 I C間の4車線化工事が完了しましたが、残る暫定2車線区間の早期事業化につきましても、引き続き国等に働きかけてまいります。

中津日田道路につきまして、図の左上、水色の路線になりますが、三光本耶馬溪道路のうち残る青の洞門・羅漢寺 I C－本耶馬溪 I C間について、国により事業が進められています。また、日田山国道路では現在トンネル工事を行っており、耶馬溪山国道路も併せ着実に事業進捗を図ってまいります。

横軸となる中九州横断道路につきまして、図の中央、水色の路線になりますが、県内に残る未事業化区間である大分－犬飼間において、都市計画・環境アセスメントを進めるための調査が実施されており、早期事業化に向けて着実に前進しているところです。

また、既に工事着手されている竹田阿蘇道路では竹田 I C－竹田西 I C間で工事が進められており、事業が本格化しています。今後も大分－犬飼間の事業化へ向けた手続のより一層の加速と竹田阿蘇道路の事業促進に向け、沿線自治体と連携して、国に働きかけてまいります。

山口道路保全課長 道路保全課関係について御説明します。

資料の21ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は道路管理班、防災・保全班及び施設改良班の3班で構成されており、16名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

3重点事業について御説明します。(1)交通安全事業ですが、学校・警察・教育委員会等の関係者と実施している通学路の合同点検によって抽出された危険箇所等において、歩道の整備や防護柵の設置等の対策を進め、通行空間の安全を確保するものでございます。

(2)道路施設補修事業ですが、高度経済成長期に建設された橋梁やトンネルなどの道路施

設の老朽化に対応するため、長寿命化計画に基づき、計画的に補修を進めるものでございます。

また、緊急輸送道路上の橋梁につきまして、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊等の致命的な損傷を未然に防止するため、耐震補強を計画的に実施するものでございます。

四嶋河川課長 河川課関係について御説明します。

資料の23ページを御覧ください。

まず、1組織ですが、当課は、管理・水資源対策班、企画調査班、河川整備班、防災班及びダム・海岸班の5班で構成されており、24名の職員を配置しています。

また、当課所管の地方機関といたしまして、芹川・北川ダム管理事務所を設置しております。

次のページを御覧ください。

3重点事業について御説明します。(1)治水ダム建設事業ですが、豪雨や台風などによる洪水被害を未然に防止し、下流域の安全性を向上させるため、安岐ダムの再整備を実施するとともに、既存ダムの老朽化対策を進めるものです。

(2)広域河川改修事業ですが、河川の流下能力を向上させるため、近年の豪雨災害により被災した河川において、河道掘削や堤防嵩上げ等の河川改修を実施するものです。今年度は、令和2年7月豪雨により被災した日田市の玖珠川において、本格的な改修工事に着手するとともに、九重町の野上川では、河道拡幅に伴うJR橋梁の工事等を進めます。

(3)緊急河床掘削事業ですが、河川周辺住民の安全を確保するため、浸水被害が発生した箇所等、事前防災の観点も踏まえた河床掘削を実施し、河川の流下能力を改善させるものです。

中山港湾課長 港湾課関係について御説明します。

資料の25ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は管理班、企画調査班、港湾整備班、防災・海岸班及び港湾振興班の5班で構成されており、20名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

3 重点事業、九州の東の玄関口としての拠点化について御説明します。

本県が九州の東の玄関口として発展していくため、人々が集う交流拠点であり、多様な産業や生活を支える重要な基盤である港湾の整備を進め、競争力を強化することにより、利用者に選ばれる港を目指しています。

大分港大在地区では、国・県で整備を進めてきた新RORO船ターミナルの1バース目が昨年5月に供用開始しました。

また、大在コンテナターミナルでは、老朽化したコンテナクレーン2基の更新を進め、先月には2基目の使用を開始しました。

さらに、コンテナヤードの拡張工事も進めており、物流拠点としての機能強化を着実に図っています。

あわせて、別府港石垣地区や臼杵港ではフェリーターミナルの整備等も進めており、人流拠点としての港湾機能の強化も進めてまいります。
天野砂防課長 砂防課関係について御説明します。

資料の27ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は管理班、企画・土砂災害対策班及び砂防施設整備班の3班で構成されており、15名の職員を配置しています。

次に、3重点事業について御説明します。(1) 通常砂防事業・火山砂防事業ですが、土砂災害から住民の命と暮らしを守るため、土石流等のおそれのある溪流において、砂防堰堤などの整備を実施するものです。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業ですが、がけ崩れ等から住民の命と暮らしを守るため、急傾斜地の擁壁工や法面対策工を実施するものです。

土砂災害のおそれのある砂防指定地等の情報をインターネットで公開する整備を進めるとともに、土砂災害の危険性等を発信する啓発活動を実施するものです。

岡本都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係について御説明します。

資料の28ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は管理・土地利用班、都市計画班、盛土対策第一班、盛土対策第二班、

街路・区画整理班及び景観・まちづくり班の6班計30名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

3重点事業について御説明します。街路改良事業ですが、豊かで活力ある街づくりや安全で安心できる市街地形成のため、街路整備を推進するものです。その中でも、都市計画道路庄の原佐野線は、大分市中心部における交通渋滞の緩和やインターチェンジアクセスの向上、さらには津波災害等の大規模災害時における緊急輸送路の確保など、大分県の発展と大規模災害時の対策に欠かせない重要な街路改良事業です。

今年度は、下郡工区の橋梁上部工や道路改良を進めるとともに、下郡・明野工区では橋梁等の設計や用地買収を行い、事業の進捗を図ります。

河野公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係について御説明します。

資料の30ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は都市公園管理班、都市公園整備班及び生活排水・下水道班の3班で構成されており、14名の職員を配置しています。

次に、3重点事業について御説明します。

(1) 県営都市公園長寿命化等対策事業ですが、大分スポーツ公園ほか3公園において、施設の安全性確保や延命化を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新などを行うものです。加えて、生活行動の変化により利用者ニーズが高まった広場や屋外施設の安心・安全対策として、高尾山自然公園等において、こどもや障がいのある方など誰もが快適に利用できる施設となるよう園路整備やトイレ改修等を実施します。

(2) 生活排水処理施設整備推進事業ですが、きれいな水環境を創造し次世代に引き継ぐため、生活排水処理施設の整備等を実施する市町に対し助成するものです。今年度は、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対する補助に加え、平成28年度に策定した大分県生活排水処理施設整備構想の見直しにも取り組みます。

伊東建築住宅課長 建築住宅課関係について御

説明します。

資料の31ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は管理・ニュータウン班、企画調査班及び指導審査班の3班で構成されており、16名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

3重点事業について御説明します。(1)住宅耐震化総合支援事業ですが、木造住宅の耐震化等を促進するため、耐震アドバイザーを派遣するとともに、耐震診断・耐震改修等を支援する市町村に対し助成するものでございます。今年度は、1981年から2000年に建設された新耐震基準の木造住宅を新たに耐震診断の補助対象に追加するなど、住宅の耐震化をより一層促進します。

(2)居住支援体制構築事業ですが、高齢者や障がい者、外国人、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいの確保や暮らしを支援することにより地域共生社会を実現するため、居住支援協議会の設立及び自走に向けた取組を支援するものです。

長谷部公営住宅室長 公営住宅室関係について御説明します。

資料の33ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当室は住宅整備班及び住宅管理班の2班で構成されており、8名の職員を配置しています。

次に、3重点事業について御説明します。(1)県営住宅等管理対策事業ですが、管理代行者への委託や計画的修繕等により県営住宅等8,590戸の管理を実施するものです。

(2)県営住宅建設事業ですが、令和2年度に策定した大分県公営住宅マスタープラン2020に基づき、将来を見据えた適正な住戸数の確保や長期的に安定した良質な住まいを提供するため、県営住宅の建て替え及び解体を実施するものです。特に、築50年以上を経過した明野住宅は、老朽化が著しく設備水準も低いため、令和11年度の事業完了に向けて建て替えを推進するものです。

(3)の既設県営住宅改善事業ですが、令和3年度に改訂した大分県公営住宅等長寿命化計

画に基づき、既存の県営住宅を有効利用し、子育て世帯向けの住戸改善、福祉対応の高齢者向け住戸改善、建物の安全性確保や長寿命化に向けた外壁等の計画的な改修を行うものです。

安部施設整備課長 施設整備課関係について御説明します。

資料の34ページを御覧ください。

まず1組織ですが、当課は企画調査班、技術管理班及び保全計画班の3班で構成されており、14名の職員を配置しています。

次に、3重点事業について御説明します。(1)県有建築物防災対策推進事業ですが、地震時の天井脱落を防止するため、高さが6メートルを超え、かつ天井面積が200平方メートルを超える県有施設の防災対策を実施するものです。今年度も引き続き、別府国際コンベンションセンターの耐震化工事を進めます。なお、本工事は、令和8年7月に完成予定です。

穴見委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 それでは、委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

福岡委員外議員 よく、県道、市道も含めてなんですが、事故でガードレールとかガードパイプとかが破損したりして、そのまま改修されずにずっと放置されているというか、お金が入らないから改修しないか分からないですが、あれ、利用している道路の方にも大変迷惑なところもあるし、なぜ早期に改修しないのか。改修しないと、また同じようなことが起きたときには、さらに被害が大きくなるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の改修が進まない理由と、さっきも事業の説明の中で、建築住宅課の中の27番、ニュータウンに関することという字もあって、昔、ニュータウンというのは確かに各地でつくられたんですが、県のニュータウンに関することって、今どういうことをされるのかちょっと教えてもらいたい。ちょっと興味が湧いたんで、すみません、質問です。

山口道路保全課長 まず、1点目の事故等で破

損した道路の附属物ということで、基本的には事故の加害者というか、事故を起こした人に補修をしていただくという形で、まずは、当て逃げ等もありますんで、そういった場合については警察等に被害届を出して、確かに放置されているところもあるんですけども、緊急度の高いというか、危険のところについては、ある程度の期間をもって補修というか、対策を行っているというのが現状でございます。

伊東建築住宅課長 当課が所管しておりますニュータウンについて御説明させていただきます。

昔、ニュータウンとして県有地で取得した土地、当時、その活用した残地というものがございまして、それが大分市の丹生と明野に残地が残っております。その残地を当課の方で管理しているという状況でございます。

具体的には、道路に接するところの草刈り等もしているんですけども、県有財産経営室を通じて購入希望者を募るということもやっております。

福崎委員外議員 すみません、まず、改修なんですけれども、それって当て逃げというのは、いつまで、じゃあ、警察が届け出して放置されているのかというのが、当て逃げなんて、いつになったら分かるか分からないんですから、速やかに改修するべきと思うし、個人が改修ということなんですけど、当てた人間にいつまでも任せていたらいつまでも改修しないし、保険会社に入っているケースが多いんでしょうから、県が保険会社と話して、速やかにそういう保険とかを使ってもらって改修するべきじゃないかと思うんですが、そこら辺の対応をどう考えているのかなというのをちょっと。

それと、ニュータウンのやつですが、いつまでもその残地を草刈りとか管理しているのか。売れないからずっとそうなっているんじゃないかと、やっぱり何か措置をして、一般財産とかに転用して、替えて、ニュータウンの過去の遺物は速やかに処理するべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

山口道路保全課長 確かに事故の加害者が、基本的には皆さん、対物保険というのを入ってお

りますんで、入っていない方もおられますけれども、そういった場合には保険会社を通じて、基本的に保険で速やかにやっていただくというふうな対応はしております。

伊東建築住宅課長 ニュータウンについてお答えいたします。

確かにずっと買手が付かないということで今まで残っている土地ではあるんですけども、多少問合せがあることもございまして、そういった対応も当課の方でさせていただいているところです。

ただ、今、アドバイスいただいたようないろんなやり方についても、私どもの方でもよく研究して、より効率的な財産活用、勉強していきたいと思います。

穴見委員長 ほかに、御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で令和8年度行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

清永道路建設課長 今年度、土木建築部において、策定・変更を予定しております計画等のうち、道路建設課が所管する計画について、御説明いたします。

資料の35ページを御覧ください。

表の1番目、大分県自転車活用推進計画についてです。

本計画は、自転車活用推進法に基づき、本県における自転車の活用について、総合的かつ計画的に推進するため、健康、ツーリズム、都市環境、交通安全の四つの目標を掲げ、令和元年12月に策定したものであり、令和4年に2期目の計画を策定しています。現行計画は、今年度末までの期間となっていることから、今年度に改定される予定の国の計画を踏まえ、庁内の部局間調整を進めるとともに、計画の妥当性を担保するため、有識者の御助言をいただきながら、丁寧に議論を進め、本計画の見直しを進めてまいります。

なお、素案については、令和9年第1回定例会の本委員会で報告する予定です。

山口道路保全課長 続いて、道路保全課が所管する計画について、御説明いたします。

同じページ、表の2番目、大分県道路啓開計画についてです。

本計画は、大規模地震が発生した際に、救援・救助活動を支える緊急輸送体制を早急に確保するための道路啓開の方針を定めたものであり、平成27年度に本計画を策定し、令和6年度に改定しています。

その後、令和7年4月の道路法の改正に伴い、道路啓開計画が法定化され、令和8年3月に九州道路啓開計画が改定されたことから、県計画についても道路法の規定に基づき、道路啓開の目標など計画の見直しを行うものです。

続いて、表の3番目、大分県無電柱化推進計画についてです。

本計画は、防災や安全・円滑な交通の確保等の観点から、無電柱化を優先的に整備する路線を定め、大分県の無電柱化を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

この度、令和3年度に定めた現在の計画が、昨年度末で期間満了を迎えたことに加え、現在、国が新たな無電柱化計画の策定作業を進めていることから、その内容を踏まえながら、令和8年度から令和12年度の5年間を計画期間とした新たな計画の策定を行うものです。

なお、御説明いたしました二つの計画については、令和9年第1回定例会の本委員会で報告した後、3月に公表する予定です。

四嶋河川課長 続いて、河川課が所管する計画について、御説明いたします。

資料36ページを御覧ください。

表の1番目、川ビジョンおおいた2021についてです。

本プランは、近年、頻発・激甚化する豪雨や台風災害への対策を推進するため、県管理河川の各流域における短期、中期、長期の治水対策の目標を示したもので、令和3年度に策定しました。

計画期間は、概ね10年間としており、今年

度、5年目の中間年度にあたることから、今回改定するものです。

改定に当たっては、河川の整備状況や浸水想定区域の設定などの進捗状況を反映させるとともに、近年の気候変動に伴う浸水被害状況などを整理し、ハード・ソフト対策を効果的に組み合わせた総合的な治水対策について見直しを行います。

なお、改定プランについては、令和9年第1回定例会の本委員会で報告した後、3月に公表する予定です。

中山港湾課長 続いて、港湾課が所管する計画について御説明します。

同じページ、表の2番目、津久見港、佐伯港、別府港および中津港の港湾脱炭素化推進計画についてです。

本計画は、官民の関係者が連携し、計画的かつ効率的に港湾の脱炭素化を図ることを目的に、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組方針を示すものであり、港湾法第50条の2第1項に規定されている法定計画です。

港湾は国際サプライチェーンの拠点であり、二酸化炭素排出量の約6割を占める発電所等が立地する臨海部産業の拠点、エネルギーの一大消費拠点でもあります。

このため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の次世代エネルギーの受入環境の整備を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進するため、津久見港、佐伯港、別府港、中津港の港湾脱炭素化推進計画を策定するものです。

なお、本計画については、令和8年第3回定例会の本委員会で報告した後、9月に公表する予定です。

今回、4港の計画を策定することで、令和7年3月に策定した大分港と併せて、県内の重要港湾全ての計画策定が完了します

河野公園・生活排水課長 続いて、公園・生活排水課が所管する計画について、御説明いたします。

同じページ、表の3番目、大分県生活排水処理施設整備構想2026についてです。

現構想の2015は、本県の公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備の全体像を示すものであり、県下全域において、同施設の整備・管理を計画的かつ効率的に進めていくため平成27年度に期間20年間で想定して策定したものです。

これまで、この構想に基づき県内市町村と連携しながら、汚水処理人口普及率の向上に努めてきましたが、策定から10年が経過し、老朽化の進展や人口減少等の社会情勢が変化したため、これまでの成果を検証し、防災・減災、国土強靱化の推進や経営基盤の強化などを加え、新たな構想を策定するものです。

なお、本構想については、令和9年第1回定例会の本委員会で報告した後、3月に公表する予定です。

伊東建築住宅課長 続いて、建築住宅課が所管する計画について、御説明いたします。

資料37ページを御覧ください。

表の1番目、大分県高齢者居住安定確保計画についてです。

本計画は、高齢者住まい法に基づき、高齢者が安心して暮らせる住環境整備を総合的かつ計画的に推進するため、目標や取り組むべき施策などを定めたものです。

令和6年度に定めた現在の計画が、今年度末に期間満了を迎えるにあたり、社会情勢の変化や昨今の多様化する諸課題を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

なお、本計画については、令和9年第1回定例会の本委員会で報告した後、3月に公表する予定です。

続いて、表の2番目、大分県住生活基本計画についてです。

本計画は、住生活基本法に基づき、県民の安全で豊かな住生活の実現に向けた住環境整備を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や目標、取り組むべき施策などを定めたものです。

本年3月に全国計画である住生活基本計画が見直されたことから、本県においても、令和4年3月に策定した現計画の見直しを行うものです。

なお、素案については、令和9年第1回定例会の本委員会で報告する予定です。

また、御説明いたしました二つの計画については、学識経験者等で構成する委員会を設置し、素案作成段階で御意見を賜る予定です。

穴見委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

若山委員 自転車活用推進計画ですけれども、今、自転車、青切符等々をめぐるルール改正を含めて、自転車がどこをどうやって通っているのかということも分からない状況の中で、こういった計画をつくって、どういうふうに自転車、道路というか、自転車の規定を設けて、それをいかに県民の方に知らせていくのか、そういった部分のところまでこの計画に入ってくるということですかね。

今回の交通のルール改正に伴った部分も含めて、様々な議論をして、その改正も含めてやっていくということなんでしょうか。

清永道路建設課長 自転車活用推進計画の見直しの考え方について御質疑いただきました。

今、国において、正しくその背景が、交通安全の視点から青切符問題が入りました。ヘルメットも推奨になりましたし、それから、自転車が路肩を走っているときは1メートル空けないといけないだとか、いろんなルールが出てきている中で、その運用の周知ももちろん一つテーマの中に入っておりますし、あとは脱炭素化ですね。やはり自動車、自家用車を利用しているのが自転車での活動に変わること、どのような効果があるか。

それから電動アシストの自転車だとかの普及、それから、観光の面ではインバウンド、かなり海外の方が自転車を活用する、自転車でサイクリングをするという文化が根づいていまして、そういった方々が日本にやってきて、日本でスローツーリズムをするときにサイクリング、自転車っていうのも非常に重要じゃないかといったような、かなりいろんな視点があります。そのような視点で、正しく国の方で活用推進計画を改定されている中で、今、御質疑があったよ

うに、交通安全上の視点でどういった道路の利用の仕方、路肩、どれぐらいがいいのかとか、どこを走るのがいいのか、どういった推奨の仕方、どういったアナウンスがいいのかとかいう方向性とかも示されると思いますので、そういった情報を私たちももらいながら、土木建築部だけではなくて、警察の方でしたり、それから環境の分野、観光の分野、いろんな部局の関係しているところがありますので、そういったところから丁寧に議論をしながら再度進めてまいりたいというところであります。

吉村（尚）委員 すみません、よろしくお願ひします。

川ビジョンおおいのところになるかと思ひます。さきほどの河川課の説明のところでした方がよかったかもしれないですけども、地元であります山国川の水系が特定都市河川ということで指定を3月にされています。指定されたことによって、今後非常に期待をするところでもあるんですけども、今現在分かっている範囲の中で、今後のタイムスケジュール的なものとかいうことも含めて、教えていただきたいのと、それで、具体的に何かもう既に、これまでも進めている事業だけでも、特に重点として、これを指定されたことによって、より進めやすくなっていく、そういう事業で、今、もしそういう重点のものがあれば教えていただきたい。

あわせて、こういうことに関わって、いわゆる流域治水ということが非常に重要視されてきているかというように思うんですけども、河川課の中で、この流域治水に関わって具体的に検討したりとか、整備を進めていくとかいう、担当や班というようなものがあるのか。他県では、いわゆる流域治水対策室みたいなようなのも設置しているようなところもあるというふうに聞きましたけれども、そういうようなことについての県としての、土木建築部としての考え方についてちょっと教えていただきたいと思ひます。

四嶋河川課長 山国川の都市特定河川については令和8年3月に指定されまして、今年度、関

係機関と流域対策協議会というのを設立をする予定にしております。その中で今後の進め方など、国土交通省だったり中津市さんだったりの機関でございますので、どういった機関がどういった整備を進めていくかというのは、その協議会の中で検討していきたいというふうに考えております。

令和9年に、流域水害対策計画というものを策定をする予定で現在進めているところでございます。

それと、流域治水の担当班といいますか、現在、河川課では一級河川の部分を企画調査班が担当しておりますし、二級河川の部分については防災班が担当を、手分けをしながら担当をしております。

国土交通省等については、流域対策課とかいう係ができていくというふうには聞いておりますが、河川課内では両班で事業というか、対策を進めているところでございます。

吉村（尚）委員 ありがとうございます。この川ビジョンの部分でのことについて、今後は流域治水ということについてはかなり重視しながら進められていくという考え方でよろしいでしょうか。

四嶋河川課長 川ビジョンの改定については、これまでの雨量の状況だったり、流域全体の状況だったりを加味しながら、計画の見直しを進めていきたいというふうに思っております。

清田副委員長 無電柱化計画についてです。

上の道路啓開計画と、私はこれ、非常に密接な関連があると思ひていまして、いわゆる南海トラフ発災時を考慮したときに、正に啓開計画の中で緊急輸送道路、優先啓開道路とされている部分を当然優先的に無電柱化共同溝でやっていくというのが、何ていうんでしょう、災害に備えるという意味で非常に当然の考えだと思ひているんですけども、そのような形でその啓開計画と連動したような計画がこの中で無電柱化に反映されていくのかというところ、1点お伺ひしたい。

それとあと、浄化槽の部分です。排水処理施設の整備構想ですけども、公共下水とか集落

排水の管路の方はいいんですけれども、浄化槽の方は生活環境部の所管もあります。

それから、特に市町村で管理の状況に、ばらつきがあって、正直、別府市なんて、なかなか厳しい状況であると認識していますし、生活環境部の方はそれでちょっと2、3年前からやっと台帳の整備を進めていってくれているんですけれども、浄化槽に関してはそちらの方との連携を加味した計画というものを考えておられるのかどうか。その2点をお伺いします。

山口道路保全課長 無電柱化と啓開計画の連携ということですが、まず、無電柱化の候補路線とか計画の推進に当たっては、緊急輸送道路上の電柱の倒壊等も含め、ほかにも景観とか、いろんな要素を含めながら、候補というか、路線選定をしていくという形になりますし、啓開計画については、直接、無電柱化の話は啓開計画にはなくて、啓開計画、道路啓開上、速やかに啓開をするというような手順というか、そういったものの計画を立てていくということなので、基本的には無電柱化計画については、当然、緊急輸送道路上の倒壊を防ぐというのが候補路線の一つの指標にはなろうかと思っております。

河野公園・生活排水課長 生活環境部との連携というところでの御質疑かと思います。

当課には化学の職員が1人配置されておまして、生活環境部とは常に情報交換をしながら業務を進めているところでございます。

今回の新たな構想についても、さきほどお話ありました台帳の整備の状況を踏まえつつ、目標値の設定等を行っていきたいというふうに考えております。

清田副委員長 無電柱化のところなんです。

緊急輸送道路も十分考慮していただけるという回答をいただいたんで、それはそれで安心しているんですけれども、結局、啓開をしなくていいのにかというか、事前にするところが大きな意味があるんだろうと思っていて、実は現行計画が出たときに、てっきり佐伯の方はやるんだろうなと思っていた。今、別府の方はやっていたんでしたっけ、鉄輪とか。これは

主に景観とか観光面とかいうところなんだろうと思うんですけれども、もう少し無電柱化というところであれば、本当に皆さん御存じのように、地震でばたばた電柱倒れて緊急車両も入れんというのは、もう皆さん周知のとおりなんで、一つの大事な要素として、南海トラフに対するところの考えというのは少しちょっと重みを持って反映させていただきたいなという、ちょっと要望しておきますので、お願いします。

穴見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 それでは、委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

福崎委員外議員 すみません、教えていただきたいのが、まず、自転車活用推進計画ですね、部局間調整とあるんですが、どこの部と調整するのかということ。有識者会議がまた11月に開催、これ、自転車に関する関係団体とかも入った有識者会議というようなことなのか、いわゆる利用者の声とか、そういうのも生かされないか、本来有効的な計画にならないんじゃないか。

それから、道路啓開計画なんですが、電柱とか電線があるから、いわゆる民有地の倒木というのが避けられて、道路に大きな被害が出ないという部分もあるんですよね、一面は。じゃあ、倒木可能性のある樹木というのは、多分県道沿いには多数あると思うんです。そういうものをどういうふうに対応されるのか、この計画の中にどういうふうな対応が生かされるのかという、かなり大きな木がもう古くなって倒れかけているようなものも多数見受けられるわけですね、そこら辺どう考えているのかなというところですね。

それと、川ビジョンおおいの方なんですが、これ治水ということなんですが、川の風景を守っていくという、風景も保全するということも、私は大切なことの一つ要因じゃないかと思うんですが、そこら辺の川の風景を保全していくというものが、この川ビジョンの中にどのように含まれているのかちょっと教えてほしい。

清永道路建設課長 それでは、まず始めに、自

転車活用推進計画の検討体制について御説明させていただきます。

まず、庁内の連絡体制ということでございますが、すみません、部局名を申し上げますと、土木建築部が、私のところを取りまとめではあるんですが、副委員長としまして商工観光労働部、あと委員として、総務部、企画振興部、福祉保健部、生活環境部、あと教育庁、それから県警本部の交通部というのが、今、委員ということでありますが、さきほどお話ししたように、国の方で計画を改定しているという中で、国の方から、またこういった行政分野もいるんじゃないかというサジェスションがあれば追加していこうという考えでございます。

計画の実効性、計画を充実させるために有識者はどのような方々にお声がけをするのかということが、全く今回の見直しの重要な事項だと私どもも認識しております。前回の見直しときは、利用者の方として大分県サイクリング協会であったり、自転車を販売されている会社としてコダマサイクルであったりだとか、そういった民間の方にも参画していただいております。またPTA連合会だとか、そういった分野の方にも来ていただいているところなんですけれども、あと、地域振興の分野ではツーリズムおおいも入っております。そういった中、私どもも今、情報収集等努めておりますのが、ウォーターフロント研究会であったりだとか日本風景街道、そういった方々がやはりサイクルツーリズムを生かしたまちづくりであったりだとか、それから、地域の地方創生の意識醸成だったり、そういった取組をされております。今、別府一の宮線、阿蘇に向けて別府から行く区間で、そこも日本風景街道の皆様が年に1回、ごみ拾いをしながら自転車だとか、いろんな取組をされておりますので、多様な視点で情報収集しながら、様々な方に参画していただいて、実効性のある、また中身の充実した計画を作れるように努めてまいりたいと思っております。

山口道路保全課長 道路の倒木の危険性がある街路樹というところで、さきほども少し申しましたけれども、道路啓開計画については、倒れ

た木だとか電柱、津波等の場合、瓦礫等、それの啓開に要する作業手順というか、そういったものを計画を立てるものであって、事前に対策をとというようなものをこの計画に織り込むものではございません。

確かに街路樹、倒木の危険性の街路樹に対しては、日々のパトロール、また、3メートル以上の高木については老朽化の診断等も委託をしております、街路樹の倒木等がないような形ということで、常日頃のパトロール及びそういった環境を保護しております。

四嶋河川課長 環境等に配慮した御質疑をいただきましたが、環境等については、基本的には近年の頻発・激甚化する豪雨等に対応できるような川の整備を計画するものでございますけれども、その河川整備を設計する段階に当たりまして、周辺の環境等にも配慮したような環境型ブロックを使うだとか、かわまちづくりのように人と親しめるような川の整備を進めるなど、そういった事業も、設計の段階で検討もして整備を進めているところでございます。

穴見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

山口道路保全課長 続いて、路照明灯の緊急点検について御報告いたします。

資料の38ページを御覧ください。

はじめに、経緯について御説明いたします。

今月4日の15時30分頃、大分市今津留の国道197号において、道路照明灯が根本から折れ、道路上に倒壊する事案が発生いたしました。

県では、道路照明灯の管理について、大分県道路附属物定期点検要領に基づき定期点検を行っております。

倒壊した照明灯は、昭和46年9月に設置され約55年が経過していました。平成30年に点検した結果、構造物の機能に支障は生じてないが、予防保全の観点から措置することが望ましいとされるⅡ判定と判定されていましたが、当日大分市に暴風警報が発令され強風が吹いて

いたことと、柱の老朽化が重なったことで倒壊に至ったものと推測されます。幸い、通行車両や歩行者への被害はありませんでした。

次に、緊急点検の実施について御説明いたします。資料右上を御覧ください。

事案発生の翌日から土木事務所職員による緊急点検を実施しています。

点検対象は、県が管理している道路照明灯7,443基のうち設置から25年以上経過したものかつ前回の点検結果がⅡ判定以上であった2,816基としました。緊急点検の結果、腐食が進行し亀裂が確認された5基については、緊急措置として4月17日までに撤去しております。

また、地中部等において発錆を確認した95基を今後の詳細調査の対象といたしました。

最後に、今後の対応について御説明いたします。資料右下を御覧ください。

今回詳細調査対象となった95基については、厚さ計測機器を用いて柱の鋼材の厚さを測定するとともに、錆の進行状況や支柱内部の状態を確認し健全性の判定を行います。

また、詳細調査の結果を踏まえ、異常が確認された照明灯については、順次補修・更新を行い、県民の皆様が道路を安全に利用できるよう、道路施設の適切な維持管理に万全を期してまいります。

なお、道路照明灯以外に、道路の大型標識やその他の土木建築部管理施設の照明灯など約4,300基についても、併せて点検を実施しています。

穴見委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

吉村（哲）委員 すみません、いくつかお伺いしたいと思います。

まず、定期点検を何年置きにやられているのかというのが1点と、前回Ⅱ判定ということで、措置することが望ましいという状態でありましたが、何かしら措置がされていたのかという点、さらに、今回緊急点検等されて95基はというようにお話もありましたが、前回の点検でⅡ判

定以上のところもたくさんあるようですので、こういったところを追加で何か措置をするのかというこの3点、まずお伺いしたいと思います。

山口道路保全課長 まず1点目は、定期点検の頻度ですけれども、県の基準で、さきほど説明しました点検要領基準で10年に1回というふうな点検頻度としております。

二つ目の、前回Ⅱ判定に対する措置ということでしたけれども、Ⅱ判定、保全の観点から措置することが望ましいということではありましたが、そのときの判定の頻度からしたら早急にというような判断にはなっていませんでしたので、今までの実態、これまでで措置はしていませんでした。

今後95基以外については詳細に点検しませんので、それについては定期点検、10年の定期点検というところで点検をしていきたいというふうに思っております。

吉村（哲）委員 ありがとうございます。毎回点検するというのは、人員的にも、これはまず不可能だと理解をしております。ただ、雨の状況であるとか自然環境の状況が大きく変わっていつている中で、10年で大丈夫なのかという点もございまして、このⅡ判定が実際、今の現状に合っているのか、また、Ⅱ判定をそのままにしておいていいのかという議論もされるべき時期ではないかなというふうにも感じますので、同じような事故が起こらないように、今回に関しては物的、人的被害はないんですけれども、当然たまたまなかったというだけのお話ですので、今後同じような事故がないように手を打っていただければと思います。

若山委員 同じような形での質疑なんですけれども、そもそもこの写真見たら、相当腐食が進んで、これがⅡ判定だったんかなと、その判定自体が正しかったんかどうかというのは、ここまでの、何か切れたような部分じゃなくて、もう腐っている、ぶち切れたような形になっているので、これがⅡ判定というのであれば、こういう状況のⅡ判定が多いちゅうことにしか感じられんですけれども、そういった部分での対策というか、見直しとかいう部分はなかったん

でしょうか。

山口道路保全課長 II判定の結果の写真がこの資料の左下ということで、30年の点検結果の基礎部の状況というところで示させていただいておりますけれども、基本的にこのときの点検の判断というのが、照明灯の表面にさびが少し出ていたというところで、判定としてIIというふうな、当時、判断をしていたというふうに思っております。

さきほど吉村哲彦委員からありましたように、今後の点検の在り方というのについては、今回の事案も含めて、潮風が当たるところだということも一つの要因で、これが平成30年なんで、7、8年前ですけれども、かなりこれから腐食進んでいますんで、特に市街地で犬等の散歩のおしっことか、アンモニアもほかの事例等を調べると腐食の要因の一つに挙げられておりますんで、そういうところも含めて、点検の頻度というの、今回は詳細調査しますし、そこで板厚等も測った中で、今後の点検の頻度、運用面として検討していきたいというふうに考えております。

若山委員 是非お願いしたいと思いますし、被害がなかったんで、正直、訴えられる人がいなかったんで、これで終わったんだと思っておりますけれども、もし訴えられとったら、これが本当にIIでよかったんか、その部分の判断が正しかったんかというところまで、当然追及されている部分だと思いますので、是非そういった頻度、いろんな検査等々のやり方で検討いただきたいと思います。

穴見委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

じゃあ、すみません、ちょっと私から。お二人からもあったんですけれども、今回のこの事故、非常に、私も映像見ましたけれども、驚きました。人的・物的被害がなかったのが本当に幸いで、あれもう車とか下にあっていたら、恐らく大変なことになっていたんじゃないかなというふうに思います。

お二人からもありましたように、II判定に対する考え方とか、あと、さきほどからあります

とおり、10年に一度の検査というのがいいのかってというのは、また改めて考えていただきたいなということと、今回こういうことがあって緊急点検をしたわけなんですけれども、さきほど、本来なら10年に一度という話がありました。しかし、ある意味、やっぱり定期的にこういうチェックはすべきじゃないかということを感じさせられたっていうことが1点。しかし、ちょっと現場の方、職員なんかに話を聞きますと、本当はそこまでした方がいいいんでしょうと、ただ、正直、その各土木事務所含め、そういった余力がないっていう声もちろほら聞こえてきます。

であるならば、体制の部分、冒頭の説明の組織の部分にも絡んでくるんですけれども、職員が十分なのかということを考え直すきっかけでもあるんじゃないかなと感じた次第です。これ、別に質疑とかじゃなくて、何か答えが欲しいわけじゃないですけれども、これをきっかけに、また新たに考え直していただいて、そして、職員が足りてないのであれば、そこはしっかりと、総務部になるんですかね、話をしないといけないと思いますので、その辺をこの場を借りて指摘をしておきたいというふうに思います。

小野土木建築部長 さきほどから委員の皆様から御意見をいただきまして、今回のこの事故というのが我々も重く受け止めているところでございます。

点検の在り方、さきほど土木事務所の職員の負担についてもちょうと言及していただきましたけれども、いかに効率的に、かつ的確に状況を把握できるのかというところは、今後、土木建築部として、いろいろな点検のやり方、期間もありますけれども、やり方、何を見ていくのか、どこを見ていくのか、そういったところを、もう全てII判定だからとかIII判定だからとかいうところではなく、そういった事象に応じて何か点検の在り方を変えていかなければならないんじゃないかというふうに考えて、今、ちょっとそこの整理をしているところであります。しっかりと我々の施設管理を今の土木事務所の職員の中で適切に反映できるように取り組んでまい

会にて工事請負契約締結の議案を提出したいと考えております。

穴見委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

吉村（哲）委員 すみません、伺います。

これ、これからですけれども、工事期間に競技場が使えない中で、スポーツできないというようなことがありますか、教えてください。

河野公園・生活排水課長 それは、今後競技団体等で工事の内容、工期等、作業手順等を協議しながら行っていきたいというふうに考えております。

吉村（哲）委員 ありがとうございます。是非利用される、ラグビー、サッカー、陸上等、しっかり話を聞いてもらえればと思っています。

また、市営の陸上競技場が多分2年後に更新になっています。今の状況でいうといろんなパターンが考えられると思っていますので、万が一、市営の陸上競技場、更新が変わるとか、2種から3種、4種に落とすとかいう形になると、陸上競技ができるのがスポーツ公園だけになってしまいます。そういったことを考えて、ちょっと頭の片隅に入れていただいて、競技団体としっかり話していただければと思いますので、よろしくお願いします。

穴見委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 ほかにないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 別にないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆さんは、この後協議があるのでお残りください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

穴見委員長 これより、内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてです。前回の委員会で示した行程表に対して、若干の変更があるので、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

穴見委員長 事務局に説明させましたが、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 それではこの案で決定します。欠席や別行動となる場合は、その都度早めに事務局に連絡してください。

今後、細部について変更があった場合は、委員長に御一任願います。

次に、県外所管事務調査についてです。日程等について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

穴見委員長 事務局に説明させましたが、皆様の御意見を伺います。

〔委員協議〕

穴見委員長 それでは、県外所管事務調査については、10月19日から10月21日の日程で3日間実施することとし、ただいま御検討いただいた趣旨に沿って事務局に実施案を作成させ、次回の第2回定例会の委員会で正式決定したいと思います。

次に、その他ですが、事務局から委員の皆様に関連事項があるので説明させます。

〔事務局説明〕

穴見委員長 事務局に説明させましたが、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 それでは、事務局の説明のとおりとします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

穴見委員長 別にないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

お疲れ様でした。